

犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第3回）

内閣府における 性犯罪・性暴力被害者支援について



令和2年10月7日（水）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

- 目的：
 - ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
 - ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
 - ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

- 設置根拠：第4次男女共同参画基本計画、第3次犯罪被害者等基本計画
※設置数：47都道府県

- 求められる核となる機能：
 - ・支援のコーディネート・相談
 - ・産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

- 運営主体：都道府県、公益社団法人、民間団体等
⇒犯罪被害者支援センター（24か所）、NPO法人（7か所）
県直営（9か所）、病院（3か所）、連携体制（2か所）、
その他民間団体等（4か所）

- 設置形態：①病院拠点型（9府県）、②相談センター拠点型（3都県）、
③連携型（35道府県）

- 24時間365日運営：20都府県（令和2年4月）
（※相談件数：41,384件（令和元年度））

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

- ① **全国共通短縮ダイヤル**の導入、**無料化**の検討
- ② センターの**広報周知**、学校を通じた中高生への周知、地域の関係機関への周知
- ③ **S N S相談**の通年実施の検討
- ④ 24時間・365日化の推進、**夜間休日コールセンター**の設置検討、緊急時の都道府県の支援体制と連携
- ⑤ 都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の**増設**
- ⑥ **病院**にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携
- ⑦ **都道府県、病院、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所**等地域の関係機関との連携強化。国レベルで検討の場を置き、令和2年度内に一定の結論を得て推進
- ⑧ センターにおけるコーディネーターの配置・常勤化、事務職員の配置
- ⑨ 相談員、行政職員、医療関係者、センター長等への研修。オンライン研修教材の開発。
- ⑩ **中長期的な支援**（P T S Dへの対応、福祉部局等との連携）

等

男女共同参画会議(書面開催)における議長(内閣官房長官)からの文書(抜粋)(令和2年6月15日)

中でも、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。刑法改正から3年近くが経ち、社会的機運も高まる中、橋本男女共同参画担当大臣の下、関係省庁により「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられたところであり、その内容が盛り込まれています。

今後3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発に取り組むものです。関係閣僚におかれては、「方針」に基づき、性暴力の根絶、二次被害の防止、被害者に寄り添った支援の充実に、連携してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言(抜粋)(令和2年7月1日)

性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。刑法などルール面での更なる対応の検討に加え、被害者支援のためのセンター増設や、夜間休日コールセンターの設置、若者が相談しやすいSNS相談などの取組を進めます。また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。橋本大臣を中心に、関係閣僚は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、各種施策の実現に全力を尽くしてください。

「骨太方針2020」(抜粋)(令和2年7月18日閣議決定)

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

令和2年度予算額 247百万円
(令和元年度予算額 210百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上のため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

ワンストップ支援センターとは

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等)を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするもの。

【核となる機能】

- 1 支援のコーディネート・相談
- 2 産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)

概要

◆ 交付先 : 都道府県

◆ 対象経費 : 都道府県が負担した以下①～②に関する経費

①相談センターの運営費等【2億3,679万円】

(人件費(【拡】24時間対応への取組加算、【拡】処遇改善、【新】コーディネーター等の配置)等、
研修経費(拠点となる病院の整備への取組加算)、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、
【拡】メール・SNS等を活用した相談、男性相談等、先進的な取組への支援拡充)

②被害者の医療費等【918万円】

(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工妊娠中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)

◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)

◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム

内閣府

1/2 or 1/3

交付金

都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、カウンセリング費用)

※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

委託費等

相談センター 運営団体

- ・犯被センター 24
- ・NPO法人 7
- ・県直営(婦相等) 9
- ・病院 3
- ・連携体制 2
- ・その他民間団体等 4

ワンストップ支援センターにおける支援の流れ(概略)

